

・ 桐生市議会情報番組「KJ」第1回放送

平成25年10月 7日放送

〈桐生市議会の説明〉

周東副議長 さて、第1回の今回は、この番組の目的とこの番組がスタートした経緯などをお伝えしていきたいと思います。

では、まず最初に桐生市議会についてお話したいと思います。

相沢議長 はい、出来る限りわかりやすく説明します。まず、私たち市民は、この桐生市を明るく住みよいまちにしたいと、誰でも思っていると思います。そのために、本当は市民全員があつまりいろいろなことを決め、実行していくことが理想ですが、市民全員が一か所に集まり話し合うことは困難です。そこで、市民の中から代表者を選び、その代表者同士が議会という場で話し合い、決めるように国の法律で定めてあります。この市民の代表者が、市議会議員であり、また市長です。

市長は1人ですが、桐生市の市議会議員の定数は現在22人で、1人欠員で21人となっています。市民が選んだ市議会議員が集まって、市長が提案する市民生活に密接なかかわりのある予算、これは皆さんから頂いた税金をどのように使うか決める予算や、条例、条例とはまちづくりのための基本的ルールや、桐生市民が守らなければいけないルール、但し国の法律や県の条例に違反することは認められませんが、このような予算や条例などについて、細部にわたって審議し決定していくところが市議会です。

周東副議長 市民生活に密接なかかわりのあると言えば、先月開かれた定例会では、市税条例の一部を改正する条例案で、国税などの延滞金の利率引き下げに伴い、高すぎると言われていた、市税の延滞金の利率も年14.6%が、推定では9.3%位にする議案が市長から出され、本会議や委員会で審議し全員賛成で可決しました。また、子ども子育てを支援する環境整備にむけた子ども子育て会議の設置もありました。

相沢議長 時には議会からも提案する場合がありますよ。今回の議会基本条例がそうです。基本的には議会は、3月6月9月12月頃を目安に、年4回の定例会を開催するほか、場合によっては緊急に臨時会を開きます。また、提案された議案等を専門的、効率的に審査するために、常任委員会や特別委員会を設置しています。現在、総務、経済建設、教育民生の3つの常任委員会と水質調査、地方主権調査、地域政策調査の3つの特別委員会を設置しています。委員会は各定例会の会期中の開催もありますが、年間を通して随時開いて活動をしています。議会活動についてはほしいこの様なことです。定例会や臨時会が終了すると市長は議会で議決したことは議会で決められた意思として尊重し、議決した予算や条例等に基づいて、様々な事業を行います。このようなことから、市長と市議会議員による議会は、よく車の両輪にたとえられ、一体となって市民の皆さんのために頑張っています。

周東副議長 それでは、次に番組の説明を行います。この番組は、4部構成になります。

まず、第1部は、出演者の紹介です。進行役の私たちが、出演者に、生年月日や趣味、当選回数などについて伺います。

第2部は、桐生市議会のPRです。出演者となる議員から10月1日に施行された議会基本条例に関する説明を行います。また、正副議長から議会報告会のPRや、年4回開く定例会のお知らせもお伝えします。

第3部は、桐生市議会での一般質問に関するコーナーです。出演する議員は、自分が行った一般質問に対して、議事録の範囲内でお話して頂きます。一般質問については、議会の広報誌である市議会だよりにも載せていますが、市議会だよりはスペースの関係上、質問の全容や意図が伝わりにくいため、この場を借りて説明して頂く機会としました。

そして、第4部は市のPR、条例関係についてです。議会で議決した条例等について、説明を行うのですが、こちらも市議会だよりには載せているものの、やはり、概要だけしかお伝えできていないので、その内容について少し詳しく説明できればと思います。

以上が番組の内容です。議員のみなさまの了解のもと、決定致しました。

相沢議長 このような番組構成なのですが、今回は、第1回目なので若干

内容が異なることをご了承ください。

〈「K J」をはじめることになった経緯、目的、議会改革1〉

周東副議長 次は、この番組を始めることになった経緯、それと目的についてお伝えしてまいります。

相沢議長 はい、この桐生市議会情報番組「K・J」は、これまで取組んできた議会改革の一環として行うもので、「市民に開かれた議会」の実現を目的に実施するものです。ただ、その実現は、条例だけでなく、法律なども絡んでなかなか簡単ではありませんでした。実際、このような取組みは全国的にも初めてではないかと思えます。桐生市議会のみなさんを始め、市議会事務局の皆さんや関係者の協力なくしては実現しませんでした。改めて、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

周東副議長 そうですね。ありがとうございました。
では、どのような経緯で実現に至ったのか、説明頂けますか？

相沢議長 はい分かりました。実はこれまで、FM桐生の番組で、正副議長や委員会の委員長などがゲストとして招かれ、議会の動きや考えなどを話す機会がありました。ただ、定期的に市議会を紹介するような番組はなく、FM桐生の方々とのお話の中で「定期的に市議会を紹介する番組を持って、開かれた議会を、もっと市民の皆様にPRしてみてもどうか？」という提案を受けました。そこで、桐生市議会の合意を経て、今回、市議会としての番組を持つ動きが始まった訳であります。

では、どんな番組にしていこうか？という時に、まずはその番組内容について議論する場を設けました。正副議長及び事務局で協議を重ね、議会には関係するものの、検討段階では、議会そのものの運営に係る案件ではないことから、会派の代表が集まり協議をする各派代表者会議で協議することとなりました。そして、8月27日（火）及び9月9日（月）の2回にわたり各派代表者会議を開催し、FM桐生における議会番組についての経過説明や経費等について報告し、議会としての共通理解をいただきました。

新聞等では早いうちから取り上げて頂き、感謝しております

周東副議長 そうですね、ところで議会改革については桐生市のホームページにも、議会改革の取組み状況が載っています。

そこには「現在、開かれた議会、市民とともに歩む議会をめざし、改革を進めております。今後ますます市議会の使命と責務を自覚し、市民が主役のまちづくりに向けて努力していきますので、皆様のご支援とご協力のほど、よろしく願いいたします。」と書いてありますよね？

相沢議長 そうです。これまでに、議員定数の見直しを実行したり、一般質問に一問一答方式を導入して、質問と答弁のやりとりをわかりやすくしたり、また、常任委員会及び特別委員会に関することでは、常任委員会の開催方法の見直しを行い、より多くの市民の皆さんに傍聴していただけるように、1日に開催する委員会数を1委員会へと段階的に減らしてきました。

また、議員定数を減らすと共に、当初4つあった委員会のうち、建設委員会と産業経済委員会を統合し、経済建設委員会としました。これで、総務、経済建設、教育民生の3つの委員会になったわけです。

また、市民への情報発信に関する改革としては、議員全員による議会報告会・意見交換会も平成23年7月から始めました。議長交際費の公開もその年の10月より開始、その他、本庁舎における本会議音声放送の実施、ホームページによる情報発信の充実・強化、本会議における表決について議員個々の賛否公表なども行ってきました。更に、次の12月定例会からインターネットによる議会中継も始まります。

〈議会改革2〉

周東副議長 もう1つ大きな改革を行ってきましたね。

相沢議長 そうですね。議員活動環境の改善に関することで、議会・議員に対する市民の信頼と

議会活動の透明性の確保を目的に桐生市議会議員政治倫理条例を制定しました。

平成 21 年第 2 回定例会において、地方分権・地方自治調査特別委員会を設置し、主に議員の政治倫理に関する議論を行ってきました。

その結果、桐生市議会議員政治倫理条例を平成 22 年 11 月 30 日本会議において可決し、平成 23 年 3 月 1 日から施行しました。

周東副議長 その桐生市議会議員政治倫理条例ですが、市民の皆さんにも知って頂きたい条例ですね。

第 3 条に「市民の責務」として、「市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。」とあります。議員という立場を理解して頂く重要な部分だと思います。

相沢議長 そうですね、私たち一人一人が、高い倫理観をもった桐生市議会議員を目指して努力して行きたいと思いますが、この桐生市議会議員政治倫理条例の第 1 条では、市議会議員が市民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与する、などの目的を述べており、たいへん重要な条例です。

この条例が施行されてから、全国の自治体より視察の申し出が増えるばかりです。次回以降も、この番組の中で取り上げていきたいと思っています。

桐生市議会情報番組「**K・J**」は、これらの改革の一環として実施するものです。市議会の PR を始め、市の PR や、議員の過去の一般質問などを振りかえる番組を持つことにより、市議会が何をしているのか、どんな役割を担っているのかを、市議会だよりのみならず、さまざまな方法で、情報発信することが、私たち議員の責任であると考えています。

周東副議長 市議会では、議会活動の内容を、市ホームページや市議会だよりなどを通じて、お伝えしてきました。今回は、新たな広報媒体として、FM 放送を活用することとなりました。

「開かれた議会活動」の実情を放送でお伝えしていくことが大切だと考えました。

また、FM 放送を行うことは、直接的に市民の利益となるわけではありませんが、私たちの活動をお伝えすることで、わかりやすい議会の実現への第一歩になると考えています。それをきっかけに、市民の皆様には、議会に対して高い関心を持って頂き、そのような方が 1 人でも多く生まれることを望んでいます。

まずは私たちから情報をご提供すること、そこから開かれた議会、わかりやすい議会が始まります。

ところで議長、リスナーの皆さんのお声を聞かせて頂けるよう、インターネットのツールも使っていくんですね？

相沢議長 はい、ツイッター、フェイスブック、メールの活用をしていきます。今回番組を始めるにあたり、桐生市議会のツイッターやフェイスブックの開設を準備中です。

番組へのご意見は、メールでお受けします。メールアドレスは、小文字で、kj@fmkiryu.jp です。番組の感想や要望をお寄せ下さい。寄せて頂いたご意見には、出来る限り次回以降の番組の中で、回答させていただきますので宜しく御願します。

ここで、この番組のルールをお伝えしておきたいと思っています。

この番組は、市議会公式番組です。公職選挙法や公共放送としての規制をふまえて行うように、いくつかのルールを、議員間で確認致しました。

まず一つ目は、個人の PR は行ってはならない。ということです。この番組はあくまで桐生市議会としての番組です。個人の PR は禁止です。ですから番組冒頭に私たちの自己紹介も紹介項目を絞って行いました。全議員統一した内容で自己紹介を行います。

2 つ目は、個人の見解についての発言もしてはいけない、と決めています。この番組は、あくまでも桐生市議会の情報番組ですので、先程、申し上げたように、個人の PR はしないものとしします。

〈市議会の PR〉

周東副議長 さて平成 25 年第 3 回定例会が 8 月 27 日から 9 月 20 日までの会期で開かれました。

様々な重要な議案がありましたが、今回は、この定例会で議決した議会基本条例についてお伝え致します。相沢議長、この議会基本条例、ついに出来ましたね。

相沢議長 はい、この議会基本条例は「桐生らしい」条例をつくろうと地方主権調査特別委員会で委員長中心に実に約2年間42回の議論を重ね、議論もブレインストーミング方式を取り入れ、纏めあげました。また、今年の8月1日から30日まで市民の皆様から意見を募集するために、条例案とその解説を掲載しパブリックコメントを実施しました。市民の皆様からは、7人27件の貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。

周東副議長 確かに多くの意見をいただきました。パブリックコメントは実施して良かったですね。ところで、ブレインストーミング方式と言うのはどんな方法か、また、今までとどのような違いがあるのか。議長、リスナーの皆さんに説明して下さい。

相沢議長 今までの方式ですと、委員長や代表の方が案をつくってそれをみんなで議論し纏めて行くのですが、今回は、委員がそれぞれの考えで基本条例に盛り込みたい項目を思いつくままに自由にホワイトボードに書きだして、それをグループ分けして纏めあげて行くという方式です。ですから、大変でしたが、他市と比較してみると、桐生らしさが条例に何とか出せたように思います。

条例の全体の構成はまず前文があります。前文とはまえがきとも言います。続いて1章から10章までと附則があります。

周東副議長 はい、前文に続いて第1章から10章そして附則がありますが、まず、それぞれの章が何について書かれているのか説明をお願いします。まず1章から3章までについてお願いします。

相沢議長 はい、第1章は総則で目的や基本理念を示しています。第2章は、議会の活動原則です。ここでは、情報公開の徹底、市民参加の促進、市長等との関係、議会改革と議会機能の強化・充実について示しています。そして、第3章は、議員の活動原則です。議員の役割と責任の明確化、政治倫理条例の遵守、市民意見の尊重と市民福祉の向上について示しています。

周東副議長 はい、1章から3章までは目的や理念、議会や議員の活動原則が書かれているということで、続く第4章と5章についてお願いします。

相沢議長 第4章は、市民に開かれた議会です。インターネット等の活用、議会報告会の実施、議会広報及びホームページの充実、議長定例記者会見の実施、議会への市民傍聴の促進、採決の明確化を示しています。第5章は議会への市民参加です。積極的な市民意見の聴取、積極的な市民協議の場の開設、請願趣旨の聴取を示しています。

いま申し上げました、積極的な市民意見の聴取や、市民協議の場とは、市民の意見を聞いたり、意見交換ができるようにする方法について示しています。

周東副議長 4章と5章は市民に開かれた議会、議会への市民参加ということですね。それでは、6章から8章はどうですか。

相沢議長 第6章は市長と議会の関係です。政策提案の説明、一般質問、反問権について示しています。第7章は、議会の活性化です。監視・評価機能の充実、政策評価の研究、議決事件の追加、政策立案機能の充実、委員会の充実、会派制について示しています。第8章は政務活動費です。政務活動費の執行等について示しています。

今、出てきた反問権とは、あまり聞きなれない言葉だと思いますが、普段、質問を受ける側の市長が、反対に議員に対して質問の趣旨や意図を確認できることを示しています。

周東副議長 はい、6章から8章については、市長と議会の関係、議会の活性化、政務活動費についてということですね。それでは最後に9章から附則までをお願いします。

相沢議長 第9章は議会事務局の体制です。議会事務局体制の強化について示しています。最後の第10章は雑則です。見直し手続について示してあります。そして施行日を定めた附則、

となっております。

周東副議長 それでは今回は条例の前文（まえがき）について、まず説明をお願いしたいと思いますが、私の方で読みますので、そのあと解説をお願いします。

桐生市議会基本条例 前文

地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなかで、地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠となっております。

そして、二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、緊張関係を保ちながら、それぞれの職責を担い、市民の代表として市民の意思を把握して行政に反映し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められています。

とりわけ、議会において、時代に合った市民が求める議会のあり方を目指すとき、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」を促進するとともに、議会としての政策立案能力を高めていくことが重要な課題となっております。

そのために議会は、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、政策提言を行うための仕組みづくりを実現する必要があります。また、議員は、議会改革を推進するとともに、自らの役割と責任を明確にすることが求められています。

このような認識の下、桐生市議会は先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として市民とともに「桐生らしい地域の主体性」を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、ここにこの条例を制定します。以上が前文です。

相沢議長 この前文は条例を作成した桐生市議会議員の思いを纏めました。すべてがここに網羅されていると言っても過言ではありません。

読んで頂きました前文の冒頭にあるように、地方分権時代における特色ある地方の発展が求められている時代です。その中で、市民と自治体との信頼関係、協働の精神を構築することは重要なことです。また、そこに議員や議会は市民の代表として市民の意思を把握して行政に反映し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められていますが、その自らの役割と責任を明確にし、「桐生らしい地域の主体性」を実現して行こうという決意を込めたのが桐生市議会基本条例であります。

周東副議長 新たな時代の議会をつくる意欲が伝わってくるような前文ですが、この条例施行前の議会とどのように変わるのか、一つ具体的な事例で説明をお願い致します。

相沢議長 それでは、具体的な例として、議会報告会について説明させていただきます。各定例会後に開催しておりました議会報告会ですが、これが条例に明記されました。今までは議員全員で資料作成から会場手配、設営、当日の準備、記録等々すべて行い、費用も議員が出合っていました。つまり、今までの議会報告会は開催も9回を重ねておりますが、すべて議員が任意で行ってまいりました。今回、条例に盛り込むことにより、任意から必ず行う議会報告会となり、市民の皆さんと議会が交流する重要な議会の活動として位置づけができました。

開催につきましては、これまで各会場になった地域の皆様、また、区長連絡協議会、桐婦連、市老連をはじめ、各種団体の役員の皆様には大変お世話になりました。心から御礼申し上げます。これからも宜しくお願い致します。

また、議会基本条例の内容については、次回以降の放送でも、順次リスナーの皆様に分かりやすく説明をして行く予定です。

周東副議長 分かりました。ところで、その議会報告会ですが、議会基本条例が今月の10月1日に施行されて最初の議会報告会・意見交換会が予定されていますよね。

相沢議長 はい、今まで任意で開催してきましたが、次回からは、議会基本条例で定められた議会報告会・意見交換会となります。通算で第10回目の開催となります。開催日時は10月23日水曜日 会場は桜木公民館です。時間は午後6時30分より開会します。今後、市民の皆様にも周知してまいります。リスナーの皆様、また市民の皆様、是非お越しくください。

内容は、第3回定例会の報告と「地域の現状と課題」というテーマで意見交換会を行います。

周東副議長 そうですね、議会基本条例ができて記念すべき初めての議会報告会・意見交換会です。地域の皆様はじめ多くの市民の皆さんに、お越し頂きたいと思います。

また、議会基本条例について、これからも少しずつ取り上げてリスナーや市民の皆さんにご理解を進めていけるようにしていきたいと思います。